

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和7年
10月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

9月4日に松田建設株式会社様を訪問しました。

松田建設株式会社

【安全衛生活動】

月初に全社員参加の安全朝礼を実施し、当月の重点事項の伝達を確実にしています。また、店社パトロールの評価、改善点も朝礼時に伝達しています。

【安全大会の実施】

社内報やパンフレット等の周知により情報の共有、コミュニケーションの促進を行うと共に、安全大会を実施することにより作業員の意思統一を図っています。

【バックモニターの設置】

セルフトレーラーやダンプトラック等にバックモニターの設置を進めています。周囲の確認が容易になったことで、交通安全、現場内での安全な作業につながっています。

【作業手順書の見える化】

どんなに詳しく表現した作業手順書でも、文字だけではわかりにくく作業員に伝わりません。ぱっと見てわかるよう写真を多用し、注意点もわかりやすく明示し作業手順書を作成し周知しています。



【脚立の天板】

脚立の天板上での作業禁止の注意喚起を、天板上に大きくテープで貼っています。作業禁止のテープを踏んでの作業はしにくいですし、テープの損傷で作業手順の遵守状況がわかります。



【熱中症対策】

屋外の作業が基本であるため、全作業員に空調服を着用させています。

舗装作業等、より暑さの厳しい作業時には冷却ベストの着用も検討されています。



【若年の採用・育成】

ユースエール認定企業として、若者の採用・育成に力を入れています。入社後の各種資格の取得支援を積極的に行っています。



【勤務時間管理】

直行直帰もある勤務体系のため、スマホでの出退勤の管理を進めています。自分の勤務時間がわかる事に加え、管理する事務部門の業務も軽減されています。



2 労働災害発生状況

令和7年8月末現在（前年同期同数）

休業4日以上労働災害 54件（前年同期54件）

死亡災害 0件（同1件）

【8月届出の災害事例】

ベルトコンベアを稼働させたままのプーリーに付着したスラグを取り除いていた際に、右腕がコンベアに巻き込まれ骨折したもの。労働者に危険のある清掃作業時は、コンベアを必ず停止させてください。

3. 労働安全衛生法が改正されました。

「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定められました。

(1) 注文者等の配慮<R7.5.14 施行>

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることが明確化されました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大<R8.4.1 施行>

(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

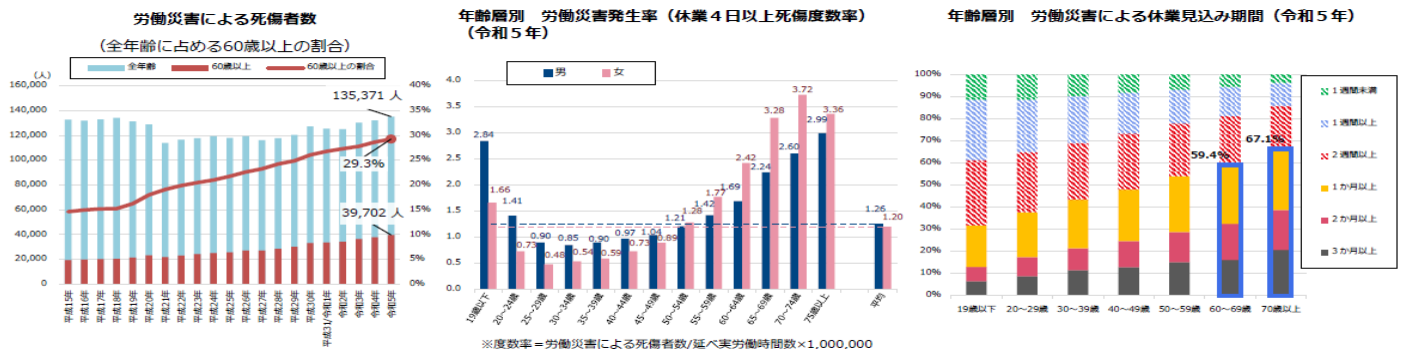
(3) 業務上災害報告制度の創設<R9.1.1 施行>

(4) 個人事業者等自身への義務付け<R9.4.1 施行>

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け<R9.4.1 施行>

「高齢者の労働災害防止の推進」

高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とされました。



4. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。上手に活用するために、導入をご検討ください。

